

○ 漁港の指定等に係る区域の報告等に関する事務要領

平成23年5月2日付け22水港第593号
都道府県知事あて 水産庁長官通知

最終改正 令和3年2月1日付け2水港第2173号

第1 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第6条第7項の規定に基づく同条第1項若しくは第2項の指定又は第5項の変更をした場合の当該漁港の区域の報告及び法第40条第1項の規定に基づき漁港施設とみなされる施設の認可申請については、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号。以下「規則」という。）第1条及び第19条に定めるもののほか、この事務要領によるものとする。

第2 漁港の区域の指定又は変更をした場合の規則第1条第1項に規定する事項を記載した報告書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、同条第2項に規定する新漁港の区域を示す図面及び漁港の区域の設定又は変更に関し参考となる資料は、別表のとおりとする。

2 前項の別表に定める図面の調製は、次により行うものとする。

(1) 都道府県管内図については、

ア 当該漁港の所在地の都道府県が作成した既存のものを用いること。

イ 当該報告に係る漁港の位置及び名称を記載すること。

ウ 当該報告に係る漁港の区域から直線距離で10km以内の地域に存する漁港の位置、名称、種類及びこれら漁港相互間の距離を記載すること。

(2) 市町村管内図については、都道府県管内図に準じて調製すること。

(3) 漁港区域平面図については、

ア 原則として、GIS（地理情報システム）による電子地図（以下、単に「電子地図」という。）を使用すること。

イ 表示する単位は、経緯度にあつては度数（世界測地系）、距離にあつてはメートル、方向にあつては真方位の正北からの度数を使用すること。

ウ 縮尺は、電子地図の場合にあっては、2,500分の1以上とし、それ以外の地図の場合にあっては、原則として、1,000分の1～2,000分の1とし、漁港区域の全部を含めることができないときは、含めることのできる縮尺にすること。

エ 用紙の大きさは、電子地図の場合にあっては、原則として、日本工業規格（JIS）A4判又はA3判とし、それ以外の地図の場合にあっては、日本工業規格（JIS）A0判を超えないものとする。

オ 等深線及び等高線は、原則として1メートルごとに記入すること。なお、春秋大潮満潮線を記入すること。

カ 漁港施設の位置及び種類は、規則第9条第2項及び第3項の規定による漁港台帳及びこれに添附すべき図面の調製要領について（昭和32年2月16日付け32水生第994号農林事務次官通知）第四の二の3の(3)の別表第1の記号及び色別により表示すること。

キ 漁港の水域及び陸域は、茶色の実線で、変更した区域は茶色の点線で区域の全部を記入すること。この場合には、特に実測して記載すること。

ク 河川区域、海岸保全区域と重複して漁港区域を設置したとき、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾区域若しくは同法第56条の公告水域を漁港区域にしたとき、又は海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全区域、港湾区域等の他の区域が漁港区域に接して存するときは、下記色別による破線で明示し、その種類、名称をあわせて記載すること。

(ア) 港湾区域 青色

(イ) 海岸保全区域

海岸法第40条第1項第1号に係る区域 青色

海岸法第40条第1項第2号に係る区域 紫色

海岸法第40条第1項第3号及び第4号（農林水産大臣の所管に係るものに限る。）に係る区域 緑色

海岸法第40条第1項第4号（国土交通大臣の所管に係るものに限る。）及び第6号に係る区域 朱色

(ウ) 河川区域 赤色

(エ) その他 適宜の色

ケ 水産基盤整備事業の計画、海岸保全施設整備事業の計画、埋立工事計画、その他都道府県、市町村等の他の事業計画がある場合は、その事業名を記載するほか、

完成部分については、黒色の実線で、未完成部分については、黒色の点線で表示すること。

コ 地形、深浅測量年月日、作成年月日及び調製者名を記載すること。汎用地図データベースを使用する場合にあっては、その承認番号を記載すること。

サ 漁港の区域は、水域については方形状を基本とし、水域と公共空地にわたる両端の境界線は、漁港管理者が漁港の保全上管理すべき水域と公共空地を表すものであることから、当該境界線の起点となる基点には、基準点又は標柱等の明確なものをを用い、経緯度又は方向とその延長線で表示する。

また、陸域については、公共測量等による基準点又は標柱等明確なものを基点とし、経緯度又は方向とその延長線により表示するものとする。

なお、経緯度で表示する場合は、地点ごとにその位置座標を表示（秒以下小数点4桁まで記載）するものとし、方向と延長で表示する場合は、方位角の変わる地点ごとに真方位による正北線を記入すること。

シ 公共空地は、黄色で表示すること。

第3 漁港施設とみなされる施設の認可を受けようとする場合の規則第19条第1項に規定する事項を記載した申請書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

第4 法第6条第10項の規定に基づき同条第1項又は第2項の指定及び第5項の指定の変更又は取消しの告示を行った場合、公報等の写しを添え速やかに水産庁へ報告することとする。

附 則

漁港の指定等に係る区域の認可等に関する事務取扱要領について（平成14年4月1日付け13水港第3721号）は、廃止する。

附 則（令和3年2月1日付け2水港第2173号）

- 1 この通知は、令和3年2月5日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

-
-
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2関係）

新漁港の区域を示す図面及び漁港の区域の設定又は変更に関し参考となる資料
一覧表

	様式	漁港の指定	漁港の区域 の変更
1 漁港の区域を定め、又は変更した理由	適宜	○	○
2 漁港港勢調査表			
ア 漁港港勢総括表	別記様式第5号の1	○	○
イ 人口、漁業協同組合等調査表	// 5号の2	○	
ウ 出荷先別配分数量・比率調査表	// 5号の3	○	
エ 漁船調査表	// 5号の4	○	
オ 地元漁船以外の調査表	// 5号の5	○	
カ 漁港施設調査表	// 5号の6	○	
3 その他必要な書類			
ア 漁港管理者及び漁業協同組合の同意書（写）	適宜	○	○
イ 他の区域の管理者の同意書（写）	//	○	○
ウ 告示（写）	//	○	○
エ 公報等（写）	//	○	○
4 図面、写真等			
ア 都道府県管内図	第2の規定による	○	○
イ 市町村管内図	//	○	○
ウ 漁港区域平面図	//	○	○
エ 写真	適宜	○	○

(注) (1) ○印は、提出すべき書類を示す。

(2) 3のその他必要な書類の（写）とは、報告者が原本証明したものをいう。また、エの公報等（写）は、平成13年4月1日以降に国以外が指定等の告示を行ったものをいう。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

報告者の名称

漁港の区域の設定（指定・指定内容の変更）に関する報告について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条（第1項の規定に基づく漁港の指定・第2項の規定に基づく漁港の指定・第5項の規定に基づく漁港の指定内容の変更）を行ったので、同条第7項の規定に基づき関係書類を添えて報告する。

記

- 1 区域を定め、又は変更した漁港（以下「新漁港」という。）の名称、種類及び所在地
- 2 新漁港の区域（別添）
- 3 関係地方公共団体の意見（別添）
- 4 新漁港の区域と他の区域との関係（別添）
- 5 その他当該区域の設定に関し参考となる資料（別添）

注1 この報告書を提出する場合には、（ ）内に該当するいずれかの項目のみを選択し、記載すること。

- 2 新漁港の区域に係る調書の様式は、別紙様式第3号の1（又は第3号の2）、新漁港の区域と河川区域又は海岸保全区域との関係に係る調書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者の名称

漁港施設としてみなされる施設の指定に係る認可について（申請）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第40条第1項の規定に基づき、漁港施設としてみなされる施設の認可について、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 認可を受けようとする施設の所在地
- 2 認可を受けようとする施設の種類、名称及び構造
- 3 認可を受けようとする施設の所有者
- 4 認可を受けようとする施設が他の工作物と効用を兼ねるときはその概要
- 5 漁港施設とみなす必要があるとする理由
- 6 認可を受けようとする施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面

別紙様式第3号の1

新 漁 港 の 区 域 調 書

漁 港 の 名 称	漁 港 の 種 類	所 在 地	漁 港 の 区 域		備 考
			水 域	陸 域	
ふりがな ○ ○		郡 市 町 大 字 村 字			

注：漁港の区域記載例

(水域) ○○市○○の次のア点からエ点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○○
イ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○○
ウ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○○
エ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○○

(陸域) 水域の欄に規定するイ点、ア点、エ点、ウ点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた地域

別紙様式第3号の2

新 漁 港 の 区 域 の 変 更 の 区 域 調 書
都 道 府 県 名

区 分	漁 港 の 名 称	漁 港 の 種 類	所 在 地	漁 港 の 区 域		備 考
				水 域	陸 域	
変 更 前	ふりがな ○ ○		郡 市 町 大 字 村 字			
変 更 後	ふりがな ○ ○		郡 市 町 大 字 村 字			

注：変更前の欄の漁港の名称（所在地）、漁港の種類及び漁港の区域の各欄には、漁港の指定の告示（漁港の指定内容の変更の告示があったものについては最終的な内容）により、当該各欄に相当事項を記載すること。

別紙様式第4号

他の区域との関係調書

重複する区域等の区分	名称	種類	管理者	所在地	区域	指定年月日 告示番号	備考
(1) 港湾関係							
(2) 海岸保全区域							
(3) 河川区域							
(4) その他							

注：この表は、新漁港の区域が海岸保全区域、河川区域又は港湾区域（港湾法第56条の公告水域を含む。）と重複して存するか又は接して存する場合に記入すること。

別紙様式第5号の1

漁 港 港 勢 調 査 総 括 表

都 道 府 県 名	漁 港 名	種 類	所 在 地	漁 港 地 区 所 帯 数 (年)		漁 業 協 同 組 合 (年)		地 元 漁 船 (年)				地 元 漁 船 以 外 の 利 用 漁 船 (年)			
				総 数	漁 業 世 帯	名 称	組 合 員 数	階 層 別	隻 数	ト ン 数	平 均 ト ン 数	隻 数	ト ン 数	平 均 ト ン 数	県 内 外 別
							総 正 準	動 力 船 計 ～ 5			—			—	県 内 隻 県 外 隻
								5～10			—			—	
								10～20			—			—	
								20～50			—			—	
								50～			—			—	
								無 動 力 船							
								合 計			—			—	

漁 業 の 概 要 (年)				年 別	属 地 陸 揚 量		水 産 物 移 出 高		既 存 漁 港 施 設		計 画 漁 港 施 設		備 考		
主 な 漁 業 種 類	漁 獲 割 合	主 な 漁 場	主 な 漁 種		数 量	金 額	数 量	金 額	種 類	数 量	種 類	数 量			
〇〇 漁業	〇〇 %	〇〇 沖 〇〇 沿岸	〇〇	4 年 平 均	ト ン	千 円	ト ン	千 円							
〇〇 "	〇〇	〇〇 沖	〇〇		年 年 年 年										
〇〇 "	〇〇	〇〇 沿岸	〇〇												
その他 "	〇〇		〇〇												
	1 0 0 %														

- 注：1 地元漁船及び地元漁船以外の利用漁船の欄は、最近の港勢調査により数値を記載すること。（50トン以上は一括記入）
 2 漁業の概況欄には、当該漁港を利用する漁船の主な漁業種類別の漁獲割合、主な漁業種類ごとの主な漁場及び主な魚種を記載すること。
 3 属地陸揚量及び水産物移出高の欄は、最近の港勢調査により数値を記載すること。
 4 既存漁港施設欄には、別紙様式第5号の6の最終年次の主要な施設につき記載すること。

別紙様式第5の2

人 口 、 漁 業 協 同 組 合 等 調 査 表

1 調査箇所

漁 港 名	種 類	所 在 地

2 市町村人口、漁港地区人口・漁港地区産業経営体別調

区分	市町村人口		漁港地区人口		漁業経営体							漁業世帯						備 考	
	世帯数	世帯員数	世帯数	世帯員数	個人	会社	漁業協同組合		漁業生産組合	共同経営	官公庁 学校 試験場	計	個人経営		漁業従事者		計		
							漁業協同組合 自営	漁業協同組合 共同					世帯数	世帯員数	世帯数	世帯員数	世帯数		世帯員数

3 漁港地区所属漁業協同組合員数調

所属漁業 協同組合	当該漁港地区所属〇〇漁業協同組合		当該漁港地区所属〇〇漁業協同組合		計		備 考
	正 人	准 人	正 人	准 人	正 人	准 人	
所属漁港							
当該漁港							
〇〇漁港 計							

- 注：1 市町村人口欄および漁港地区人口欄には、最近の港勢調査により記載すること。
 2 漁業経営体欄および漁業世帯欄には、原則として直近の漁業センサス規則（昭和38農水省令第39号）により調査した結果に基づき記載すること。
 3 漁業経営体欄には、個人、会社、漁業協同組合経営、共同経営、官公庁、学校、試験場、の区分により記載し、漁業世帯欄には個人経営、漁業従事者の世帯、世帯員数の区分により記載すること。
 4 漁港地区所属漁業協同組合名欄には、その漁港を地区内に有する漁業協同組合で、その組合員が当該漁港を利用しているものの名称及び組合員数を記載すること。なお、2以上の組合がある場合は、それぞれの名称及び組合員数を記載すること。

別紙様式第5号の3

出荷先別配分量・比率調査表

区分	年		年		年		年		4年平均		主な魚種又は加工品	備考
	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率	数量	比率		
水産物陸揚量	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%		
漁港地区内向数量												
内 訳	生鮮食用向											
	加工向											
	冷凍・冷蔵向											
	餌料向											
	その他											
漁港地区外向 水産物移出数量												
内 訳	県内向 (漁港地区外)											
	県外向											

注：1 最近の過去4か年間のものを港勢調査により作成すること。（指定の場合は漁業協同組合の資料等により調査すること。）
 2 備考欄には資料名を記載すること。

漁 船 調 査 表

区 分		地 元 船								地 元 船 以 外 の 利 用 船								同 時 最 多 入 港 船 舶		備 考
		年		年		年		年		年				年				年 月 日		
		実 隻 数	実 トン 数	実 隻 数	実 トン 数	実 隻 数	実 トン 数	実 隻 数	実 トン 数	実 隻 数	実 トン 数	延 隻 数	延 トン 数	実 隻 数	実 トン 数	延 隻 数	延 トン 数	隻 数	トン 数	
動 力 漁 船	5トン未満																			
	5~10 トン																			
	10~20 トン																			
	20~50 トン																			
	50~100 トン																			
	100~200 トン																			
	200~500 トン																			
	500トン以上																			
小 計																				
無動力漁船																				
漁船合計																				
漁船以外の船舶																				

- 注：1 本調査は港勢調査（指定の場合は漁業協同組合の資料等）により、地元船については最近の過去4か年、外来船については前記4か年の最初の年及び最終の年について記載すること。
- 2 地元船とは、当該漁港地区に所属する船舶で当該漁港を利用しているもの、地元船以外の利用船とは、地元船以外で当該漁港を利用しているものをいう。
- 3 備考欄には資料名を記載すること。

地 元 漁 船 以 外 の 調 査 表

1 外来漁船の主な所属地

区分	県 内 漁 船					県 外 漁 船				備 考
	〇〇市	〇〇町	〇〇町	〇〇町	その他の市町村	県	県	県	その他の県	
実隻数	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	

2 1日当たりの標準的最多利用状況（荒天時を除く。）

利用区分	総 数		動力船 隻数	～3ト ン未 満	3～5ト ン	5～10ト ン	10～20ト ン	20～50ト ン	50トン 以上	無動力 船隻数	備 考
	隻数	総トン数									
総 数											
漁船総数											
陸揚漁船											
準備漁船											
休けい漁船											
その他利用											一日当陸揚量(トン)
漁船以外の利用船舶											

3 漁船以外利用船舶の内訳

区 分	総 数		貨物・連絡 官公庁船等		非登録遊漁船 (届出)		非登録遊漁船 (その他)		プレジャー ボート		そ の 他		備 考
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
実総数													
地元船実数													
外来船実数													

注：1 本調査は、表1以外は港勢調査（指定の場合は漁業協同組合の資料等）により作成すること。

2 表1は、漁業協同組合の資料等により作成すること。

3 備考欄には資料名を記載すること。

別紙様式第5号の6

漁 港 施 設 調 査 表

漁港区域 平面図 対象番号	漁港施設の名称	年	年	年	年	備考
	防波堤 防砂堤等 岸壁 物揚場 栈橋 船揚場 泊地 鉄道 道路 航路標識 漁船修理場 漁具保管修理施設 給水、給油施設 荷さばき所 水産倉庫 野積場 製氷、冷凍、冷蔵施設 加工場 漁業用通信施設 漁港厚生施設 漁港管理施設	メートル メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 平方メートル 平方メートル	メートル メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 平方メートル 平方メートル	メートル メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 平方メートル 平方メートル	メートル メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 水深 m メートル 平方メートル 平方メートル	

注：この表は、漁港漁場整備法第3条にいう漁港施設の小分類による名称について、最近4ヶ年間の各年度末（3月31日）現在により、基本施設にあつては総延長又は総面積（岸壁、物揚場およびさん橋等の係留施設には水深別延長）、それ以外のものにあつては、当該漁港に存在するものに○印を記載すること。なお、防砂堤等とは、防砂堤、防潮堤、導流堤、堤防、突堤の総称をいう。

